

保健衛生職員受援マニュアル（案）

平成31（2019）年 3月

目 次

はじめに

1 平時における受援体制の整備

- (1) 受援にかかる組織体制の構築
 - ① 受援調整窓口の設置
 - ② その他の保健所設置市・特別区等との調整
 - ③ 受援調整にかかる連絡体制の整備
- (2) DHEAT や災害時保健活動支援チームの受け入れ
 - ① 受援のための情報の整理
 - ② 受援のための標準資機材・個人装備の準備

2 災害時における DHEAT 及び保健活動支援チームの受入れ（受援）

- (1) 応援派遣調整の開始
 - ① 被災都道府県から厚生労働省への要請
 - ② 人的応援を要請する目安
 - ③ DHEAT の配置優先順序
 - ④ 応援派遣調整による応援派遣元自治体の決定
- (2) DHEAT 及び保健活動支援チームの受援に関する調整
 - ① 応援派遣元の本庁と保健医療調整本部の連絡調整
 - ② 本庁における受援計画の策定
 - ③ 都道府県及び指定都市の内部調整
 - ④ その他の保健所設置市・特別区等との調整
- (3) 受援の実際における基本事項
 - ① 緊急連絡網
 - ② 活動場所や休憩場所の確保
 - ③ 標準資機材・個人装備
- (4) DHEAT の応援派遣の最終調整
 - ① 応援派遣チームの編成確認
 - ② 派遣要員所属部署との調整
 - ③ 担当部局内での役割確認（予算・人的措置・連絡網等）
 - ④ 災害対策本部との調整
- (5) 被災状況にかかる情報収集
- (6) ロジスティクス
 - ① 交通経路の決定
 - ② 宿泊先の確保
- (7) 被災地でのオリエンテーション
- (8) 増援又は応援派遣期間の延長等
- (9) 応援派遣の終了

帳票類：様式等の番号等について、「保健衛生職員応援調整マニュアル（案）」に掲載のものと共通の様式等については、同じ番号等としたため、一部番号等が連続していない。

《様式 1-1》「DHEAT 等応援及び受援調整窓口登録様式（国へ提出）」

《様式 1-2》「DHEAT 等応援及び受援調整窓口登録様式（都道府県へ提出）」

《様式 4》「DHEAT 応援派遣スケジュール（国へ提出）」（応援派遣先本庁で作成）

《様式 5》「災害に係る DHEAT 応援派遣計画（班ごと提出）」（応援派遣先本庁で作成）

《別添 2》「応援派遣要請の概要」

《様式 A》「被災地の基本情報及び現地の情報概況（〇〇保健所）」

《様式 B》「災害時業務選定シート・応急対策／非常時優先業務」

《様式 C》「応援受入れシート」

《様式 D》「配置計画書」

《参考 1》「DHEAT 標準資機材（例）」

《参考 2》「DHEAT 個人装備（例）」

《参考 3》「活動資機材例（例）」

《参考 4》「応援派遣時オリエンテーション項目チェックリスト」

《参考 5》「応援派遣終了後デブリーフィング項目チェックリスト」

はじめに

災害が発生すると、その規模が小さく範囲が限定的であっても、被災地方公共団体では通常業務を超えて新たな業務が発生する。とりわけ、大規模災害時には被災地方公共団体の単独での対応では困難になるため、「応援の受入れ」が不可欠になる。被災地外の地方公共団体は法や協定に基づき、被災地の応援を積極的に行うようになってきた。一方、このような応援状況に対して、受援側の準備は十分とは言えない。

「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（平成29年3月内閣府）」には、地方公共団体における地域防災計画に応援・受援の方法や手順を準備することが示唆されている。よって、今回、保健衛生職員における受援に関するマニュアルを都道府県・市町村で作成する際の参考になるよう、「保健衛生職員受援マニュアル」を提案する。

大規模災害時において、被災都道府県は都道府県災害対策本部の下に速やかに「保健医療調整本部」を設置する。保健医療調整本部は各種の災害対策にかかる保健医療活動チームの受け入れに関する連絡窓口を設置し、各関係機関との連絡および情報連携を円滑に行う。（平成29年7月5日厚生労働省通知：大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について）

その本部機能の強化のため、被災都道府県内での相互の連携協力が基本であるが、さらに必要な時には被災都道府県以外の被災都道府県等に対して、災害時健康危機管理支援チーム（Disaster Health Emergency Assistance Team=DHEAT）の応援を求めることが望ましい。なお、地域特性や近接性を鑑み、DHEATは遠方より先に被災地近隣府県からの応援調整を考慮する。

なお、DHEAT受入れに当たっては、「保健衛生職員応援調整マニュアル第1章DHEAT編」における、DHEATの活動理念および、構成員について（職種、班員数、心構えなど）を、概要として理解しておく。巻末の〈参考〉に、応援調整マニュアル第1章DHEAT編を抜粋する。

また、公衆衛生施策（保健衛生対策、生活環境対策）の実行を主な任務とする、被災地域外の自治体の職員によって組織される災害時保健衛活動チーム「保健衛生職員応援派遣マニュアル第2章災害時保健衛活動チーム編」とDHEATの任務は異なるため、事前にその違いや役割について理解を深めておく。

1 平時における受援体制の整備

（1）受援にかかる組織体制の構築

① 受援調整窓口の設置

・都道府県及び指定都市は、本庁に応援及び受援調整を担う部署を決定し、他の都道府県及び指定都市にも公表可能な窓口を定め、厚生労働省に登録する。《様式1-1》「DHEAT等応援及び受援調整窓口登録様式（国へ提出）」：自治体名、所属、連絡の付く時間帯、担当者氏名（主・副）、所属の電話番号・FAX番号・メールアドレス、担当者電話番号（主・副）・メールアドレスを記載する。

・指定都市以外の保健所設置市や特別区等は、都道府県へ応援要請及び受援を行う窓口となる部署を保健部局の調整を担う部署に設置し、都道府県に《様式 1-2》「DHEAT 等応援及び受援調整窓口登録様式（都道府県へ提出）」を用いて報告する。

なお、DHEAT と保健師等による災害時保健活動支援チームと一体的に連携した受け入れ及び運用の観点から、DHEAT と災害時保健活動支援チームの調整窓口は同一部署が望ましい（災害発生時には、保健医療調整本部にそれらの調整窓口が設置される）。

② その他の保健所設置市・特別区等との調整

・都道府県は平時に、DHEAT や災害時保健活動支援チームの受け入れを想定した準備として、指定都市および指定都市以外の保健所設置市における保健所機能や人的資源の現状を把握しておく。

例えば、保健所と管轄市町村の日常的な支援について、具体的にどのような業務および人的派遣および交流などを行っているか、保健所と本庁の連絡調整は業務ごとに行われていることが多いが、健康危機管理や災害時にはどのような体制で連携するのかなど、訓練や研修などを通して共通認識を持つことが重要である。

③ 受援調整にかかる連絡体制の整備

・厚生労働省へ人的支援の応援要請を行うのは、都道府県である。日頃から管内の市町村（指定都市等保健所設置市を含む）との災害受援に関する連携の検討やシミュレーションをしておく。特に DHEAT の要請は、都道府県が被災市町村の状況を踏まえて、保健医療調整本部の機能を強化するためであり、都道府県は指定都市等保健所設置市を含めて、災害時の保健所業務に影響を及ぼす状況を把握し、DHEAT 要請の要否を決定するよう、平時からの連絡体制を整備する。

・他の都道府県等の応援が必要な程度の大規模災害（地震災害であれば震度 6 以上）があった場合に備えて、都道府県は受援の準備として、指定都市等保健所設置市の保健部局の調整を担う部署と休日・夜間の連絡先を確認しておく。

(2) DHEAT や災害時保健活動支援チームの受け入れ

① 受援のための情報の整理

・市町村人口・世帯数・高齢化率・出生率などや地形などの概要や交通網、医療福祉施設等の立地や地域防災計画における指定避難所などの情報をまとめた防災マップなどを整理し、応援に来る被災地外の地方公共団体へ情報提供するために常に準備しておく。《様式 A》「被災地の基本情報及び現地の情報概況（〇〇保健所）」は、平常時に保健所単位で作成しておき、被災時に付記して応援派遣者に情報提供する。

・保健衛生業務の BCP を整理しておく。《様式 B》「災害時業務選定シート・応急対策／非常時優先業務」

② 受援のための標準資機材・個人装備の準備

・基本的には、応援派遣先自治体及び応援派遣者が自立して準備するが、以下の〈参考 1～3〉を想定して準備しておく。

保健衛生職員応援調整マニュアルにおける例示

《参考 1》DHEAT 個人装備例 ・ 《参考 2》活動資機材例 ・ 《参考 3》DHEAT 個人装備例

2 災害時における DHEAT 及び災害時保健活動支援チーム等の受入れ（受援）

（1）応援派遣調整の開始

① 被災都道府県から厚生労働省への要請

- ・被災地の保健医療調整本部は被災都道府県内での相互支援では保健医療活動の総合調整が困難と予想される場合に DHEAT の応援を厚生労働省に要請する。
- ・特に大規模災害発生時に活動現場となる被災地の保健所への DHEAT 受入れに当たっては、要請する都道府県と受援側の保健所は、情報連携のため必要十分なコミュニケーションを取る。
- ・保健所設置市、特別区が応援派遣を要請する場合は、都道府県を通じて要請を行う。従来の保健師等による災害時保健活動支援チームの応援調整と同様のスキーム（DHEAT の応援調整の窓口は非被災都道府県及び指定都市に限る点を除く）である。
- ・要請の窓口は、DHEAT と災害時保健活動支援チームの調整窓口と一体的に、同一被災市町村（指定都市を含む）の状況を集約して厚生労働省と情報を共有する。受援の窓口も同じ所管で行う。
- ・被災都道府県の指定都市や市町村が相互応援協定によって、DHEAT の応援要請を行う場合は、事前に被災都道府県と情報を共有する。

② 人的応援を要請する目安

- ・都道府県は予め把握している平常時の指定都市および指定都市以外の保健所設置市における保健所機能や人的資源から、被災状況を鑑み業務継続計画（BCP）や自ら被災者である被災地の職員の休息や帰宅など安全衛生面の配慮を行い、DHEAT や災害時保健活動支援チームの受援の時期や要否を検討する。

【応援要請にあたって勘案すべき項目：例】

- ・被災した都道府県内の他の保健所等職員の出張応援で協力して業務を補完できるか
 - ・負傷者数、後期高齢者数など医療の需要と、稼働中の医療機関数など医療の供給とのバランス
 - ・避難者数、避難所数など保健の需要と、保健医療活動チーム数など支援の供給とのバランス
 - ・激甚災害に指定されているか（派遣にかかる費用負担の考慮）
- * チーム数については、「被災保健所数（ただし、保健所からリエゾンとして管轄市町村に派遣する保健師数が不足する場合は DHEAT からのリエゾン派遣を想定し、災害時保健活動支援チーム数あるいは DHEAT チーム内人数などを検討）＋保健医療調整本部 1 以上」を目安とする。

③ DHEAT の配置優先順序

- ・まず、都道府県の保健医療調整本部、その次に保健医療対策の立案に必要な情報が十分に入っていない保健所（所長や管理的保健師の不在、事務室の機能不全など独自では保健衛生活動のマネジメントが困難）の順を基本とするが、DHEAT の安全が確認されない場合は配置してはならない。

④ 応援派遣調整から応援派遣元自治体の決定

・防災業務計画又は地方公共団体の相互応援協定等に基づき、被災都道府県から厚生労働省は DHEAT 及び災害時保健活動支援チームの要請を受け、被災地外の都道府県に応援派遣可否の照会を行い応援派遣にかかる調整を開始する。

・厚生労働省による受援側と応援側の調整を経て決定したら、被災都道府県は DHEAT を応援派遣する都道府県・指定都市に応援要請手続きを行う《別添 2》「応援派遣要請の概要」。

(2) DHEAT 及び災害時保健活動支援チームの受援に関する調整

① 応援派遣先（受援側）の本庁と保健医療調整本部の連絡調整

・受援に当たっては、応援派遣元の本庁で作成された《様式 5》「災害に係る DHEAT 応援派遣計画（班ごと提出）」、及び《様式 4》「DHEAT 応援派遣スケジュール」を保健医療調整本部（受援側）が受領する。

・当面想定される全体の派遣チーム数・職種の配分、1 チームの派遣人数・派遣期間、移動手段、派遣前オリエンテーションや健康管理の手段と方法、引継ぎの手段と方法、派遣終了後の報告やリダクションの手段と方法、後方支援体制の構築と役割の明確化を図る。《様式 C》「応援受入れシート」

② 本庁における受援計画の策定

- ・応援派遣先都道府県（受援側）の本庁は、応援派遣元都道府県から提出された応援派遣計画及び市町村等からの応援要請の内容を勘案し、DHEAT 及び災害時保健活動支援チームの活動場所（保健医療調整本部、保健所、市町村等）を決定し、受援する期間における各チームの配置表（受援計画）を策定し《様式 D》「配置計画書」を、配置先に送付する。
- ・応援派遣計画には、活動場所となる保健医療調整本部、保健所、市町村等ごとに配置されるチームの自治体名、職種構成を班単位で記載する。

③ 都道府県及び指定都市との調整

・応援派遣先都道府県は、DHEAT を指定都市に配置する場合は、あらかじめその活動場所（指定都市本庁、保健所、保健センター等）について当該指定都市と調整する。

・応援派遣先都道府県は、指定都市間の相互応援協定に基づく DHEAT 及び災害時保健活動支援

チームの受援調整に係る情報を共有した上で、当該各チームの配置を調整する。

・なお、指定都市は単独で DHEAT の班を構成できるため、構成員に指定都市型の業務や組織を理解できる職員が含まれることが望ましい。

④ その他の保健所設置市・特別区との調整

・応援派遣先都道府県は、DHEAT を保健所設置市および特別区に配置する場合は、あらかじめその活動場所（保健所設置市本庁、保健所、保健センター等）について、当該市・特別区と調整する。

・応援派遣先都道府県は、保健所設置市や特別区の相互応援協定に基づく DHEAT 及び災害時保健活動支援チームの受援調整に係る情報を共有した上で、当該各チームの配置を調整する。

・なお、保健所設置市が被災し応援先となる場合、DHEAT の構成員に市型の保健所業務や組織を理解できる職員が含まれることが望ましい。

(3) 受援のための確認事項（応援派遣元での基本的事項）

① 緊急連絡網

- ・派遣元あるいは派遣先都道府県等からの連絡窓口となる代表者（責任者：リーダー）をおき、派遣先へ提出する。《様式5》「災害に係る DHEAT 応援派遣計画（班ごと提出）」
- ・応援派遣者は派遣元都道府県の本庁窓口となる 24 時間連絡可能な電話番号を各自の携帯電話に登録しておく他、チーム構成員間で携帯電話番号、LINE、メールアドレスなどを相互の了解の下で交換しておく。

② 活動場所や休憩場所の確保

③ 標準資機材・個人装備

- ・応援派遣者は、応援派遣元にて被災状況の概況及び被災地の保健医療ニーズを把握するため、報道発表や都道府県等のホームページ、EMIS などから情報収集し課題を想定し、それらを解決するために必要となる資材（消毒薬、啓発媒体など）や活動に必要な資材（車、安全靴、防塵マスクなど）の選定、必要な職種の選定を行って応援に来るが、受援側から要請する資材があれば、事前にそれを伝え、優先してもらう。

(4) DHEAT の応援派遣の最終調整

- ・応援派遣チームの編成確認 : どの誰が来るのか
- ・派遣要員所属部署との調整 : 応援派遣者にどこに来てもらって、どこに配置するのか。
- ・担当部局内での役割確認（活動場所・人的措置・連絡網等） : (3) の確認事項
- ・災害対策本部との調整 : 保健医療調整本部に他自治体から支援が入ることを情報共有する。

(5) 被災状況にかかる情報収集

- ・以下の内容について、応援派遣者へのオリエンテーション時に提供できるようにしておく。
- ・平時において、1. (2) ①に受援のための情報の整理として準備していた《様式A》に、災害時に被災状況を加筆する。

《様式A》「被災地の基本情報及び現地の情報概況（〇〇保健所）」

《参考4》「応援派遣時オリエンテーション項目チェックリスト」を参考に準備を進める。

- ・管内地図およびハザードマップ
 - ・庁内および管内関係機関（病院等医療機関・医師会・歯科医師会・薬剤師会・看護協会等）の連絡先
 - ・危機管理に関する指揮命令系統図・保健医療調整本部組織図
 - ・情報収集に関する各種帳票類
 - ・発災後のライフライン、道路状況、情報ツール、避難所・避難者数
- ほか、必要に応じて、支援を得るために有用な既存の現地情報を整理、準備する。

(6) ロジスティクス

① 交通経路の決定

- ・被災地までの交通経路については、応援元で確認しつつ現地に向かってくるが、被災地で随時変化する情報については、受援側においても、警察・国土交通省・道路公団・運行会社の情報を収集し、安全で最短時間で往復できる方法を提案する。
- ・車両について、被災地ではガソリンの供給量が不足することが想定されるため、現地に負担を掛けないよう予備のガソリンを準備するなど配慮する。
- ・公用車等を被災地で使用する場合は、大規模地震対策特別措置法第21条(7)に基づき、緊急通行車両等申請を派遣先の警察にて行う必要があるため、受援側においてもその確認をする。

② 宿泊先の確保

- ・宿泊は安全と休息が確保できるよう、応援派遣元にて準備する。宿泊先が活動場所と離れている場合は、移動に時間を要し、休息時間が十分に確保されないことや慣れない環境での長時間の運転による疲労を生じることが想定される。そのため、宿泊地の選定については被災地の復興状況に合わせて、その時点で最適な場所を検討するよう、受援側で被災地の情報は可能な範囲で応援元へ提供する。

(7) 被災地でのオリエンテーション

- ・DHEAT 及び災害時保健活動支援チームは、事前に応援派遣元で、派遣前オリエンテーションを行っているが、被災地の現状の確認や任務について、現地においてオリエンテーションを行う。

《様式A》「被災地の基本情報及び現地の情報概況(〇〇保健所)」、

《参考4》「応援派遣時オリエンテーション項目チェックリスト」を元に、以下の項目①～⑥について、保健医療調整本部において、受援側とDHEAT 及び災害時保健活動支援チームが現地情報を共有し、役割を付与する。

- ① 被害状況
- ② 組織体制
- ③ 連絡体制 (関係機関の連絡先や各種名簿の活用など)
- ④ 個人情報の取り扱い既定の確認任務及び具体的役割(応援先の被災地が主体であり、DHEAT の受け込み支援を受ける)
- ⑤ ビブス等の装着

(8) 増援又は応援派遣期間の延長等

- ・被災都道府県は、DHEAT の増援又は応援派遣期間の延長等が必要な場合には、受援側との協議により応援要請を見直し、必要に応じ厚生労働省に追加の応援派遣に関する調整を依頼する。

【増援および延長のめやす】

- ・災害の規模や受援側の人的資源の量や質によるが、災害対応において多くの支援団体やボランティアなどが被災地で活動を希望しており、需給バランスに問題があるときや、平常業務の復旧に向けたスケジュールが立たないときには、受援側の被災自治体が DHEAT の応援の延長を検討する。

(9) 応援派遣の終了

- ・被災都道府県「保健医療調整本部」は、受援側の当該職員等による保健医療活動の総合調整や保健医療体制の復旧・復興に向けた行程の業務が可能と判断した場合は、応援要請等の見直しを行い厚生労働省へ DHEAT の活動の終結を報告する（被災都道府県の保健所設置市及び特別区は、被災都道府県「保健医療調整本部」に終結を報告する）。

【終結のめやす】

- ・BCPに基づく平常事業再開と災害対策の方向性を平行したロードマップ作成などの見通しにより、被災自治体の都道府県保健医療調整本部の機能が保たれ、被災地を管轄する保健所や市町村の対応において、具体的に見通しが立ち自立できることを、被災地自治体と応援側が双方で協議し、判断されるときには、DHEAT によるマネジメントの応援は終結に至る。

(以上)